

乙第2号議案

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和47年沖縄県条例第83号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第43条第2項」を「第43条第3項」に改める。

第24条第1項中「同項ただし書」を「同条第2項第1号の規定による認定又は同項第2号」に改める。

第30条の見出しを「（仮設興行場等及び仮設建築物に対する適用の除外）」に改め、同条中「に基づき許可を受けた仮設建築物」を「による許可を受けた仮設興行場等若しくは仮設建築物又は同条第6項の規定による許可を受けた仮設興行場等」に改める。

別表第5の1の項の次に次の1項を加える。

1の2 法第43条第2項第1号の規定による建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
---	------------------------------------	---------

別表第5の2の項中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に、「建築の」を「建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る」に、

「

建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料
-------------------------

」を「

建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料
------------------------------------

」に改め、同表の34の

項中「規定による」の次に「仮設興行場等又は」を加え、

「

仮設建築物の建築許可申請手数料
-----------------

」を「

仮設興行場等又は仮設建築物の建築許可申請手数料
-------------------------

」に改め、同項の次に

次の1項を加える。

34の2 法第85条第6項の規定による仮	1年を超えて使用する特別	160,000円
----------------------	--------------	----------

設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	の必要がある仮設興行場等の建築許可申請手数料
----------------------	------------------------

附 則

( 施行期日 )

- 1 この条例は、公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）附則第1条第2号の政令で定める日のいずれか遅い日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 改正後の建築基準法施行条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、この条例の施行の前日に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

平成30年9月20日提出

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 富 川 盛 武

理 由

建築基準法の一部が改正されたことに伴い、建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定及び1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査に係る手数料の徴収根拠を定める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。